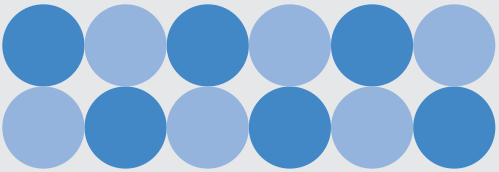

有斐閣六法の
使い方・読み方

六法編集室　編

有斐閣

目　次

はじめに……1

第一部　六法の使い方……2

一　六法の全体像……2
二　法令のひき方……3
▽正式な法令名・法令の通称名が分かっている場合……3
▽略称が分かっている場合……3
▽法令全体の場所は分かるが、具体的な条文を早くひきたい場合……3
▽特定の法令ではなく、一定の分野でまとまった法令を見たい場合……4
▽特定の単語から条文を探したい場合……4
▽法令名索引、総目次、法令名略語を使っても、目的の法令に行きあたらない場合……4
▽以上のようなやり方で検索したが、法令が見あたらない場合……5
▽法令は掲載されているのに、見たい条文がない場合……5
三　法令の並び方……5
▽部門の分け方……5
▽編・グループの分け方……6

第二部　六法の読み方……8

一　法令の原典とその編集……8
▽原　典……8
▽原典の用字・用語……8
▽法令はどのように公布され、変化しているか……9
▽六法の「編集」とは……9
二　有斐閣六法における法令の全体像……10
▽重要度表示・題名……10
▽法番号……11
▽施行欄……12
▽改正欄……12
▽目　次……13
▽条文本体……13
▽附属及び関係法令……13
三　条文の構造……13
（一）本　則……13
▽条名表示……13
▽条文見出し……13
▽条文の中身……14
▽準用規定の説明……15
▽改正経過の注記……16
▽本文注記……17
▽削除された条……18
▽条が略されている場合……18
▽参照条文……19
（二）附　則……20
▽附則に掲げられる内容……21
▽施行期日の定め方……22
四　追録と差替えについて……23
▽編集締切期日と追録……23
▽六法の差替え……23

第三部　一歩進んで……24

一　法令の少し複雑な改正や例外等……24
▽法令の題名について……24
▽「法律」なのに「政令」？……25
▽廃止制定と全部改正……25
▽一部改正法の一部改正……26
▽立法の過誤……26
▽立法の繊込み不能……27
二　より法令を知るために……28
▽法令検索の方法……28
▽判例付き六法について……28
▽学習の手引き……29

はじめに

六法全書の「六法」というのは、もともと憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の六大法典を指しており、この言葉は、明治六年六月付のはしがきのある「仏蘭西法律書」で箕作麟祥（みつくりりんしょう）博士が使用したのが最初だと思われます。同書は、ナポレオン制定の五法典（民法・訴訟法・商法・治罪法（今日の刑事訴訟法）・刑法）と憲法を収めており、それ以外のものは入っていません。六件の法という意味で「六法」と総称したにすぎないようです。

一般に「六法全書」というときは、単に法令集という意味で使われる場合と、有斐閣から出版している『六法全書』を指す場合とがあります。『六法全書』というと、法律がすべて収められているものと誤解されがちですが、そうではありません。現在効力をもっている法律の数は一八六六件、法律以外の下級法規では、政令が一九四二件、その他府庁省令が三四六三件とされています（平成二四年七月末現在）。その他に法とよばれるものとしては条約、規則、訓令、告示等があります。すべての法令の数は相当な数になり、とても一冊の本に収められるものではありません。現行法規をすべて収めたものとして、一〇〇巻を超える差替式のものが他の出版社から出版されています。

有斐閣の六法は、そのような多くの法令の中から掲載すべき法令を選択して収録しています。どの法令を選択・収録するかは、それぞれの六法（「ポケット六法」「判例六法」「判例六法プロフェッショナル」「六法全書」）の重要な特徴となっています。各六法の収録法令は、編集委員が、様々な要素を考慮して決めています。各六法の読者層とその必要と思われる法令、全法令の重要度のバランス、収録希望の多寡などが検討されますが、基本的には、ある年だけ実効性のあるものや、ある地方や特殊な産業だけに関係があるもの、参考程度に見るような旧法令は収録せず、日本の現行法令中、広い範囲に影響を及ぼす法令をできるだけ多く収めるという方針をとっています（ただ、旧法令などでも、現行法令を理解するのに重要なものは収めています）。条約も、国内法に関連する度合いの大きいものや国際連合関係のもので日本が当事国であるものという建前で収録してあり、それ以外の国際文書も含めて幅広く条約を収録したものとして有斐閣では『国際条約集』を刊行しています。

ところで、なぜ法律の学習において条文を確認することが重要かというと、法律を学ぶということは、「条文にこのように書いてある」ということを出発点として、それを解釈していくということだからです。そして、単なる法律の条文のままではなく、六法には様々な編集上の工夫が施されているため、勉強のためには六法を使うことが便利なのです。

以下では、有斐閣六法の法令部分を中心に解説し、判例付き六法については、最後にふれたいと思います。

第一部　六法の使い方

一　六法の全体像

六法を開いてみると、法令部分以外に、以下のようなページが順に並んでいます（各六法で掲載の有無・順序や内容に少しずつ違いがあります）。

編　集　委　員……収録法令の選定、参照条文など編集にかかる箇所の執筆、省略条文の指定等の作業を行っている編集委員の紹介です。

法　令　名　索　引……全収録法令を五十音順で配列しているページです。利用の仕方は三頁。

有斐閣六法全書の部門・編・グループ
……六法は、法令を分野ごとに分けて掲載しており、どのように細分化しているかを一覧できるページです。詳細は五頁以下。

は　し　が　き……その六法の特徴や当年版での主要な改訂内容を編集委員が執筆しています。

本書の特色／有斐閣六法の変遷／凡例
……その六法の使い方や編集上の工夫を掲載しています。

参照条文欄の構造の一例
……参照条文の使い方を示しています。詳細は一九頁以下。

前年版との異同……前の年版との違いを示しています。新しく加わった法令や収録を中止した法令、題名が変わった法令などを示しています。

総　目　次……全収録法令を、公布年・法令番号を付して示しているページです。

後ろから開くと

法　令　名　略　語……参照条文での引用を簡明にするため、各法令に短い名称を付したものを五十音順で一覧にしたページです。

法　令　略　称　解……法令番号を示す際に法令の種類や制定主体を簡略に示す略称を一覧にしたページです。

総合事項索引……全収録法令にわたって、ある事項がどのような法令の条文に規定されているか分かるようになっています。

資　料　集……六法全書では、裁判管轄表（一巻）と各種手数料等一覧表（二巻）、判例六法プロフェッショナルでは裁判管轄表（一巻）と印紙税額・登録免許税額一覧表（二巻）、ポケット六法では各種統計資料や公文書のひな形等を掲載しています。

二　法令のひき方

全体が分かったところで、六法の最も基本的な使い方である「法令を探して条文を読む」ための方法について、解説します。法律を見ようと思った動機により、利用できる箇所が異なりますので、そのときどきによって使い分けて下さい。

▽正式な法令名・法令の通称名が分かっている場合

〈例：新聞を読んでいたら「金融商品取引法」とあったので、これを調べたいとき〉

→① 法令名索引を利用します。

すべての収録法令名を五十音順に並べているので、普通の国語辞典と同じように五十音順で法令を探すことができます。

また、一部の法令では、略称・俗称も掲載しています（例：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を「独占禁止法」とも掲載）。ただ、法令の一部を指す通称は、ここには掲げてありません（例：「家族法」＝民法第四編　親族・第五編　相続）。

→② 総目次を利用します。

すべての収録法令をその掲載順に並べたものです。六法全書では、ある法令が収録されている部門・編以外の部門等にも関連する場合、後者の部門・編での位置づけをして掲載しています。全体でどのような並び方になっているかは、五頁以下でご説明します。

▽略称が分かっている場合

〈例：「行政法」の教科書を読んでいたら、「行組三条」とあったので、これを調べたいとき〉

→「法令名略語」を利用します。

「法令名略語」は、参照条文や事項索引での引用を簡明にするために、編集委員が法令一つひとつに短い名称を付したものです。略語自体は公に認められているものではありませんが、無原則に作っているわけではなく、略語を見て正しい題名や内容を容易に思い出せること、短いことを前提として、法曹実務家やマスコミで使用されるもののうち妥当なものを採用するという形で、一定の略し方をしています。

ここでは、略語の右に正式な法令名を示し、収録してある法令は法令名をゴシック体にして掲載ページを掲げています。

▽法令全体の場所は分かるが、具体的な条文を早くひきたい場合

〈例：「民法第七〇九条」をひきたい場合、「民法」はすぐ分かる（前述の索引・目次で「民法」までたどり着いた）が、ひたすらページを繰るのは面倒、というとき〉

→① 柱を利用します。

本文欄外に、法令名とそのページに掲載してある条文の情報を示しています。法令をひいた後、さらに特定の条文を探

すのに便利です。なお、主要法令では編・章名も掲げています。また、六法全書では、部門・編の中のさらに小さなまとまりである「グループ」名も、法令名の上部に掲げています。

→② 法令ごとの目次を利用します。

法令に編・章・節・款・目のあるものについては、その内容と含まれる条数の範囲を示した目次が各法令の本文の前にあります。たとえば、民法の賃貸借の規定はどのあたりだったか、抵当権の規定は何条を見たらよいか、というときにご覧下さい。

▽特定の法令ではなく、一定の分野でまとまった法令を見たい場合

〈例：就職し、労務を担当する部署に配属されたので、労働法一般に関する法令を鳥瞰したいというとき〉

→総目次を利用します。

「社会法部門」の中に、「労働契約法」「労働基準法」などの法令が見つかります。

▽特定の単語から条文を探したい場合

〈例：「名誉毀損」という言葉はよく耳にするが、どの法律に規定されているのか知りたいというとき〉

→総合事項索引を利用します。

総合事項索引は、各種法律事項につき、そもそもどのような法令に規定があるのか分からない場合に役立ちます。総合事項索引で引用する法令名は略語を使っていますから、略語がどの法令を指すのか分からないときは法令名略語を見て下さい。なお、総合事項索引は、六法全書には掲載していません。

▽法令名索引、総目次、法令名略語を使っても、目的の法令に行きあたらない場合

→まずは「前年版との異同」のページを見てみましょう。

前年版に掲載があったのに見あたらない場合、①収録を中止している、②題名（＝法律の名前）が改正されている、という理由が考えられます。

①の収録中止には、収録法令のバランス上掲載をとりやめた場合と、「廃止」・「失効」・「全部改正」により法令そのものがなくなってしまった場合とがあります。廃止はある法令を立法措置により消滅させてしまうこと、失効は立法当初よりその法令の有効期間が定められておりその期限が到来したこと、全部改正は法令のすべてを改正することにより、その法令番号が変わることをいいます（廃止・全部改正の違いについて、詳細は二五頁以下をご覧下さい）。

②の題名改正があった場合は、旧題名と新題名を掲げていますので、新題名を確認した上で、もう一度法令名索引などに戻ってご確認下さい。「旧：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律→新：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保

護等に関する法律」のように、法令名索引でも見つけやすいものもありますが、「旧：証券取引法→新：金融商品取引法」などのように法令名索引では見つけづらい場合も多々あります。

▽以上のようなやり方で検索したが、法令が見あたらない場合

→調べようとしている略語が、有斐閣の六法と異なる場合もありますので、六法編集部にお問い合わせ下さい。その結果、当該六法には収録していない場合、より収録法令の多いもので調べていただくか、すべての現行法令を収録してある法令集を図書館等でご覧いただくことになります。専門分野の下級法規などを調べたいときには、いろいろな用途に合わせた分野別の六法が各社から出版されていますので、それをご覧いただくのも一つの方法です（インターネットを利用した法令検索方法については二八頁）。

▽法令は掲載されているのに、見たい条文がない場合

→その条が削除されているか、編集上の都合で省略されている場合があります。「削除」と「略」の違いについては、一八頁をご覧下さい。

基本となる法令のひき方についてお分かりいただけましたでしょうか。次に収録されている法令の並び方についてご説明します。

三　法令の並び方

国語辞典は五十音順、漢和辞典の多くは部首ごと、英和辞典はアルファベット順…というように、辞典の類は規則性をもって項目が並んでいます。六法はというと、その規定する内容ごとの分類である法分野ごとに並んでいる場合が多いです。有斐閣六法では、大きくは部門に分け、さらに六法全書・判例六法プロフェッショナルでは編、六法全書ではさらに編をグループごとに分けて法令を整理しています。

▽部門の分け方

有斐閣六法では、次の部門に分けて法令を収録しています。何の法令をどの部門に分類するかは、各六法ともほぼ同じですが、収録法令全体のバランスや用途上の便宜から例外的に属している部門を異にしているものもあります。

公　法――「公法」の意味については学説が分かれていますが、有斐閣六法では憲法及び密接関連法と行政法（行政権の組織と作用に関する法）を収めています。

民事法――私法のうち民法・商法等の実体法と、民事訴訟法等の手続法を収めています。国際的（渉外的）私法関係法（国際私法）もここに収めています。

刑事法――犯罪と刑罰及びその規律に関する法である刑法・

刑事訴訟法・矯正保護法（犯罪者等の処遇に関する法）を収めています。

社会法――労働法と社会保障・厚生法（医療や公衆衛生などに関する法）を収めています。

産業法――経済法（公正競争や市場秩序及び消費者保護や国民生活に関する法）と事業関連法（金融・証券、貿易・為替、商工業、農林・水産など各業種の規制法をはじめとするそれぞれの事業に関連する法）と知的財産法（工業所有権・著作権に関する法）とを収めています。

条　約――条約のほか、条約の実施のために定められた、条約と密接な関係のある法律も、その条約が収められていればここに収めています。

▽編・グループの分け方

六法全書・判例六法プロフェッショナルでは、さらに、それぞれの部門を次のような編に分けています。六法全書では、編をさらにグループに分けています。ポケット六法・判例六法では、収録法令が少ないため、編は設けていません。

六法全書における編・グループ分け

▼公法部門

憲法編：憲法と憲法に密接な関係のある法令（国会関係・裁判所関係の法令を除く）

国会・選挙法編：立法、立法機関に関する法令等

裁判法編：裁判所をはじめとする司法機関に関する法令等

国家行政組織法編：内閣・行政機関等／国家公務員

地方自治法編：地方制度／地方公務員

行政通則法編：行政手続や行政争訟をはじめとする行政の通則的事項に関する法令等

財政・租税法編：財政（会計、会計検査を含む）／租税

警察・防衛法編：警察組織・警察官職務／公安・市民生活／災害／危険物／交通／営業／外事／防衛

国土整備法編：土地／公物・公共施設／公共用地取得／国土形成／都市計画

環境法編：自然保護・環境保全・公害防止に関する法令等

教育・文化法編：国や地方公共団体の教育及び文化・文化財に関する法令等

▼民事法部門

民法編：民法とその特別法にあたる法令（商事関係の法令を除く）

商法編：商事に関する民法の特別法

民事訴訟法編：民事訴訟・調停、家事審判、民事執行、破産など民事についての手続に関する法令等

国際私法編：国際的（渉外的）な私法関係に関する法律

▼刑事法部門

刑法編：刑法典と特別刑法等
刑事訴訟法編：刑事に関する手続に関する法令等
矯正保護法編：刑罰を科せられた者の矯正及び釈放された者の保護に関する法令等

▼社会法部門
労働法編：労働基準／労使関係／雇用政策・労働福祉
社会保障・厚生法編：社会保険／社会福祉／少子・高齢社会対策／医療・公衆衛生

▼産業法部門
経済法編：市場秩序／消費者・国民生活
事業関連法編：金融・証券／貿易・為替／商工業／農林・水産／資源・エネルギー／運輸／通信
知的財産法編：工業所有権／著作権

▼条約部門
編はありませんが、検索の便宜のため、目次では次の一七のグループに分けて条約等を掲げています。
国際組織／条約／外交／人権／軍備規制／環境／文化／国際民事／国際刑事／労働・社会保障／知的財産／国際経済／原子力／領域・海洋・宇宙／戦後対外関係の基礎／安全保障／武力紛争

六法全書・判例六法プロフェッショナルは二分冊となっています。各巻の掲載法令は以下のようになっています。

六法全書
一巻：公法・刑事法・条約
二巻：民事法・社会法・産業法

判例六法プロフェッショナル
一巻：公法・刑事法・社会法（社会保障・厚生法編）・条約
二巻：民事法・社会法（労働法編）・産業法

第二部　六法の読み方

一　法令の原典とその編集

有斐閣六法は各六法とも共通した形式で編集されています。六法の使命は、「原典に忠実、かつ見やすい」ものであることです。

▽原　典

原典とは、引用などの元になる文書です。法令の原典は「官報」と「法令全書」です。官報は、国の公文書その他の公示事項を登載し周知させるための機関誌であり、行政機関の休日を除く毎日、発行されています。法律の公布も官報をもって行うこととされています。法令全書は、官報で公布又は公示された事項を月ごとにまとめ、各種類別に編集して収録したものです。官報・法令全書ともに独立行政法人国立印刷局が発行しています（巻末の**資料1**、**資料3**。インターネット版官報については二八頁）。

▽原典の用字・用語

六法の使命を「原典に忠実」と先述しました。それは内容面に関しては当然ですが、用いられる字・表記等にもいえることです。

法令の用字・用語はそのときどきの公用文の書き表し方によっており、大雑把にいえば昭和二二年四月頃からひらがな、口語体となり、それ以前はカタカナで文語体です。文語体の法令は、カタカナであると同時に句点もなく、さらに古いものは濁点もありません。

口語体の法令では、ひらがなで、句読点も濁点もあります。しかし、公用文の使用漢字や送りがなのつけ方は段階的に変わってきており、それに伴って法令の使用漢字や送りがなにもいろいろな変化が見られます。たとえば、一つの法令の中で「行う」と「行なう」、「超える」と「こえる」が混在しているものがあります。

有斐閣六法では、濁点やかなづかい、送りがな、カタカナ・ひらがなの別は、忠実に原典によっています（ただし、判例六法では、カタカナの条文はひらがなに書き替えています）。ただし、漢字の新旧については、原典が旧漢字であっても新漢字に改めています。

原典では、「及び」「並びに」「かつ」など同じような意味の言葉が複数使われていますが、いずれも用法が決まっており、明確に使い分けがなされています。特別な意味や約束事が込められている場合も多く、平易で一義的に明確な条文を示すという目的のために生み出されたものなのです。個別の法令用語の詳細については、法制執務用語研究会『条文の読み方』などをご

覧下さい。

▽法令はどのように公布され、変化しているか

では、原典に記載されている法令とはどのようなものなのでしょうか。

法令には大きく二通りあります。新法令と、既にある法令を改正する法令（一部改正法令とよびます）です。

新法令とは、その名のとおり、新しくできた法令です。かつて新たに制定された法令に一部改正法令により改正が徐々に加わって、今のような姿の法令になっていくのです。では、既にある法律（A法）は、どのようにして改正されていくのでしょうか。

① 代表的なのは「A法の一部を改正する法律」が国会で成立する場合です。

その中身の条文は、次のようなものです。

『第○条中「□□」を「■■」に改め、「△△」の下に「▲▲」を加え、「☆☆」を削る。』

つまり、一部改正法は元の条文の字句を変えたり、文言を追加したり、削ったりすることでその役割を果たすものなのです。

② 新たに制定される「B法」や「B法の一部を改正する法律」でA法が改正されることもあります。

A法においてB法を引用している場合や、B法に関係のある制度を定めている場合などは、B法の内容が変わるのに伴い、必然的にA法のその部分を改正しなければなりません。多くは「B法」「B法の一部を改正する法律」の附則でA法が改正されることになります（附則については二〇頁以下をご覧下さい）。

たとえば、「著作権法」（右の例でいう「A法」）は平成二四年の国会では、①に該当する「著作権法の一部を改正する法律」と、②に該当する「国立国会図書館法の一部を改正する法律」において改正が行われています。

もっとも、B法の制定・改正が多岐に影響を及ぼす場合、「B法の（一部を改正する法律の）施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」というような法律ができることもあります（平成二三年の国会では、非訟事件手続法及び家事事件手続法の整備法（法律第五三号）など）。

③ さらに、「A法の一部を改正する法律」が改正されることがありますが、これについては二六頁で簡単にふれます。

▽六法の「編集」とは

六法が「原典に忠実」であるとは言っても、その原典というのは、実は先述のような『□□』を「■■」に改め…』というものでした。これでは、原典を見ただけで法令の内容を理解することはできません。そこで、これを元の条文と組み合わせていくことが必要です（有斐閣ではこの作業を「織り込む」とよびます。巻末の**資料4**参照）。法令集を読むということ

は、この改正の織り込まれた法令、いわば法令の現在の姿を見るということになります。さらに、ただ条文を並べているのでは見づらいので、使い勝手を考えて、様々な工夫をしています。

なお、有斐閣六法では、法令が公布されたら、その施行期日が少し先であったとしても、織り込む作業を行います。しかし、それでは改正前の現に効力をもっている条文（＝現行条文）が見られなくなりますので、不便をかけないように、「補遺」「本文注記」という工夫をしています（詳しくは一七頁以下）。

二　有斐閣六法における法令の全体像

それでは、実際に有斐閣の六法で条文をひくときにどのように条文を読んだらよいのか、その加工をふまえながら見てみましょう。

●[a]消費者契約法（抄）

（平[b]成一二・五・一二法六一）

施[c]行　平成一三・四・一（附則）
改[d]正　平成一三法一二九、平成一七法八七、平成一八法五〇・**法五六**、平成二〇法二九（平成二一法四九）、平成二一法四九、平成二四法五九

目[e]次

第一章　総則（一条―三条）
第二章　消費者契約
　第一節　消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（四条―七条）
　第二節　消費者契約の条項の無効（八条―一〇条）
　・
　・
　・
第五章　罰則（四九条―五三条）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び……

▽**重要度表示・題名**（a）
法令の始まり部分には、「**◉**」「**●**」「〇」の**重要度を示すマー**

クを付しています。「◉」は特に重要な法令、「●」は次に重要な法令、その他は「○」としています。また、学習上必要な部分のみを抜粋した法令には「＊」を付しています。もちろん法令の重要度は利用する人それぞれですので、これらは一応の基準にすぎませんが、各六法の収録法令全体のバランスを考えてつけています。◉のついた法令には参照条文をつけ、大きな文字で組んでいます（以下、この◉のついた法令を「大文字法令」といいます。大文字法令は、以下でふれるとおり、各種の編集上の工夫を凝らしています。なお、六法全書、判例六法プロフェッショナルでは、●のついた法令の一部にも参照条文をつけています）。

題名は、法律では「…法」「…に関する法律」というように「法」又は「法律」という言葉を、政令（勅令）では「…令」、省令では「…規則」「…細則」「…に関する省令」などといった言葉を含むのが普通です。二つ以上の府省が連合して出すものは府省令、連合省令などといって、「…に関する命令」「…規則」などの言葉が入ります。最高裁判所規則は最高裁判所が制定する規則で、これも「…規則」という言葉を含みますが、省令の「……規則」とは異なります（なお、題名改正について四頁でふれましたが、ポケット六法及び判例六法では、題名改正があった法令について施行欄（c）又は改正欄（d）の次に題名改正欄を設けています）。

題名の下の「（抄）」は、この法令の**条文の一部に省略**があることを示しています。できるだけ多くの法令を収録するということと、できるだけ条文を省略しないということを満たそうとすると、どうしても頁数が多くなります。そこで、やむをえず、それぞれの六法の性格から、利用度が低いと考えられる条文は省略しました。

▽**法番号**（b）

（　）の右行が**公布された年月日**、左行が**法令番号**を表しています。公布年月日は官報の日付によっています。

法令番号は、制定主体の別と法律、政令、省令など法令の種類とによって暦年ごとに新しく一号から始まります。たとえば、法務省がその年の最初に制定した省令は「平成○○年法務省令第一号」という法令番号がつきます。この欄では、たとえば法律は「法」と、政令は「政」と、法務省令は「法務」と略し、法令番号も「一○○」などとしています（この略し方については六法本体の「法令略称解」参照）。

なお、ポケット六法では、「法律」のほかに次のようなものも収録しています。

太告…太政官布告。明治時代の初期に太政官によって公布された法令の形式で、現在では法律と同じ効力をもちます（爆発物取締罰則）。

勅……勅令。明治憲法下で天皇が発した命令で、現在では政令に相当します。

政……政令。内閣が制定する命令です（裁判員辞退令）。

条……条約（国際売買約ほか）
法務…法務省令。省令は、各省の大臣が発する命令で、ほかにも各省庁から多数の省令が出されています（会社則ほか）。
厚……厚生省令（労基則）
最高裁規……最高裁判所規則（民訴規ほか）
公取委告……公正取引委員会告示（不公正告）
外告…外務省告示（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の署名の際に日本国政府が行った宣言）

法律、政令及び条約では、公布にあたって、公布文を付し、御名御璽の後に内閣総理大臣が年月日を記入して副署するのが例となっていますが、この日付と官報の発行日付が異なる場合があります。たとえば刑法などがそれに該当します。この場合は、官報の日付を公布年月日としています。ただ、現在はこのような例はありません。

▽施行欄（c）

この法令がいつから施行されるか（されたか）の表示です。

法令の施行期日は、普通、その法令の最後についている附則で決められていますが、いちいち附則を見る不便さをなくすようにここに掲げてあります。附則でどのように書いてあるかについてはいろいろなパターンがあるので、二二頁をご覧下さい。条約では施行とはいわず、「効力を生ずる」というように書かれていますので、発効といっています。

▽改正欄（d）

その法令について、いつ改正が行われたかを示す欄です。

例では、消費者契約法が「平成一三法一二九」（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律）で改正され、その次に「平成一七法八七」（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）で改正され……ということを繰り返し、現在に至るというわけです。

同じ年に二度以上改正があるときは、最初に年号と法番号を示し、二回目以降の改正は法番号だけにしてあります。それぞれの法番号の間はナカグロ（・）で区切り、年が変わると「、」で区切っています。また、重要な改正法令はゴシック体で示しています（なお、○のついた法令についてポケット六法及び判例六法では、最終改正のみを表示しています）。

消費者契約法では、改正欄中に「（平成二一法四九）」と小さな文字で法番号が書かれています。これは、（　）内の法令がすぐ上の法令（この場合は平成二〇法二九）を改正したことにより、結果として消費者契約法が改正されるという若干複雑な場合です。これにつ

いては二六頁をご覧下さい。

▽**目　次**（e）

本文に編・章・節・款・目のあるものについて、その内容とそこに含まれる条数の範囲を示したものを掲げています。原典では、法令そのものについている場合とついていない場合とがあります。

▽**条文本体**

法令の本体をなすものです。詳細は「三　条文の構造」以下をご覧下さい。

▽**附属及び関係法令**

六法全書では、各法令の末尾に「附属及び関係法令」という欄を設けています。これは、その法令の下級法規と、その法令に密接な関連がありその法令の理解・運用のために知っておく必要があると思われる法令を列記したものです。

三　条文の構造

法令の本文は、本則、附則、さらに別表などから成り立っています。ここからは、実際に有斐閣六法に掲載されている条文を見ながら、条文の構造や編集上の工夫についてご説明します。

（一）本　則

本則は法令の主体をなしているもので、通常は「条」から成り立っています（もっとも、「元号法」や「失火ノ責任ニ関スル法律」のように、「第○条」という明記がないものもあります）。

例：日本国憲法

第七六条[a]**【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】**[b]① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

▽**条名表示**（a）

原典では、条名は、「**第五十四条**」とか「**第二百三十五条**」というように位取りの表記でなされています。ただ、これでは一見して分かりにくいので、有斐閣六法では原典と異なる「**第五四条**」「**第二三五条**」という表記をしています。

▽**条文見出し**（b）

条名の下の【　】や、条文の右肩の（　）で示されるゴシッ

ク体の部分が条文見出しで、条文の内容を簡潔に要約して示したものです。この【　】の条文見出しは、原典にはありません。現在では、法令の条文の右肩の（　）内に条文見出しが付されて法令が公布されています（ただし、原典の見出しは条文と同じ明朝体の文字が使われていますが、有斐閣六法では一覧性に配慮してゴシック体にしています）。しかし、以前（昭和二四年頃まで）は条文に見出しがつけられていませんでした。そういった法令には、【　】として区別して、編集委員が見出しをつけています。【　】の条文見出しでは、項（後出）に分かれている条文では項ごとに異なる内容をもっていますので、それぞれに見出しをつけたほうがよいときは「・」で字句を区切っています。項に分かれていない条や、ある項の中で二つ以上の内容に分かれるときは「・」で区切ってあります（例では、「司法権・裁判所」が第一項（①以下）、「特別裁判所の禁止」が第二項（②以下）、「裁判官の独立」が第三項（③以下）の見出しであることを示します）。さらに、大文字法令では、削除された条文にも参考のために削除前の内容を示す条文見出しをつけています。

条文見出しは、何条かにわたって同一事項について規定が続くときは、共通見出しとして始めの条文にのみ見出しがつけられることもあります（例：民法第二四三条と第二四四条）。また、条文見出しが付され始めた頃の法令には、条名の右側でなく下に見出しがつけられたものもあります（例：裁判所法）。

なお、条約は、多くの場合に条文見出しがついておらず、ついているものは初行の条名の下にあるのが通常のようです。ポケット六法では、学習上の必要を考慮し、【　】の条文見出しをつけていますが、他の六法では、原典に従って条文見出しのないものはそのままにしてあります。

▽条文の中身

例：民法

（代理権の消滅事由）

第一一一条①　代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

一　本人の死亡

二　代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

②　委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

〈条・項・号〉

条は法令の内容に従って分けてありますが、ある条をさらに内容によって区分する必要があれば段落を分け、これを「項」とよびます（例の表記では「①」「②」）。「条」や「項」の中で多くの事項を列記するときに、「号」を使用します（「一」「二」）。「号」をさらに細かく分けるときはイ、ロ、ハなどを使います。列記された部分、つまり「号」以外の条や項の文

章を柱書といいます（第一項の「代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。」の部分）。

「項」の表記方法は少し特殊です。項は元々単に文章の段落にすぎなかったため、改行して行頭を一字下げるのみで、番号はつけられていませんでした。（戦前のカタカナの法令では、一字下げることもしていませんでした）。検索の便宜のため、昭和二三年頃からは項番号がつけられるようになり、今日ではほとんどの法令で、二項以下の一行目の行頭に2、3……と、項番号がつけられています。

有斐閣六法では、原典に項番号がついているものもついていないものも、また今日でも番号がつけられていない第一項にも、すべて①②……と項番号をつけています。

〈前段・中段・後段〉

項に分けるほどのことはないというとき、文章を二つに区切ります。二つに区切られているときは一文目を前段、二文目を後段といい、三つに区切られるときは、真ん中を中段といいます。また、それ以上に区切られているときは、第一段、第二段……とよんでいます（例：手形法第一六条第一項、第七八条第二項）。ただ、カタカナの法令には句点がないので、どこで区切られているかに注意して下さい。また、まれに、句点で区切られたものではなく、意味・内容から前段・後段とよぶ場合もあります（例：刑事訴訟法第三〇〇条でいう第三一一条第一項第二号後段、刑事訴訟規則第一七八条第三項でいう第一項前段）。

〈本文・ただし書〉

後段が「ただし（但し、但）」で始まっている文章は後段といわず「ただし書」とよび、前段（といわず、「本文」といいます）の文章に対する例外規定になっています。

▽準用規定の説明

例：民法

（留置権等の規定の準用）

第三七二条 第二百九十六条〈留置権の不可分性〉、第三百四条〈物上代位〉及び第三百五十一条〈物上保証人の求償権〉の規定は、抵当権について準用する。

条文には、ほかの条文の規定を準用するという規定がおかれることがあります。準用というのは、本来は元の規定の対象と同じものではないけれども、性質からみて同様の取扱いをしたいときに用いられる手法です。

準用する条文の内容は、その都度条文にあたれば分かりますが、大文字法令には、必要に応じてその準用条文のすぐ次の〈 〉内に小文字で説明してあります。例の場合、第三七二条は「抵当権」という権利に関する規定ですが、その性質は「留置権」「先取特権」という権利と共通する部分もあるので、いちいち規定し直すことはせずに、留置権等の規定を流用しているのです。

流用するにも、完全にそのままでは意味が通じないような場合、必要な字句だけを、適宜他の字句に読み替えて流用する場合もあります。たとえば、会社法第四一九条第二項前段は「第三百五十五条、第三百五十六条及び第三百六十五条第二項の規定は、執行役について準用する。」として、執行役の会社に対する義務等について取締役に関する規定を準用することにより、同様の規律をすることにしています。一方同項後段では、『この場合において、第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、第三百六十五条第二項中「取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号」とあるのは「第三百五十六条第一項各号」と読み替えるものとする。』として、準用にあたっての変容を指示しています。したがって、第三五六条第一項は「取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」となっていますが、準用する場合には「執行役は、次に掲げる場合には、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」という規律になるわけです。

また、たとえば金融商品取引法でも、「準用&読替え」の手法が多用されています。そのような条文に出会ったときには、読み替えるとどのような規定になるのかじっくりと考えてみてください。

なお、このように、条文中に小さな文字で出てくるところは、原典にはないけれども編集部で加工した部分です。準用条文見出しのほか、附則で施行期日を示す場合や掲載を省略している条文の内容を示す場合等によく出てきます。

▽改正経過の注記

例：民法

（即時取得）

第一九二条　取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。（平成一六法一四七本条改正）

大文字法令には、条文の条・項・号について、その条・項・号がいつ改正されたか分かるように、それぞれ末尾の（　）内に改正した法令番号を注記しています。その注記には、次のようなものがあります。

第〇条　削除（平成〇法□）

第○条　……（平成○法□本条全部改正）
第○条　……（平成○法□本条改正）
第○条　……（平成○法□本条追加）

以上は条の場合ですが、項・号でも同様です。ただし、一つの条・項の中で、すべての項・号に改正があった場合には、個々に注記せず、条や項の最後に別行で改正経過を注記しています。

なお、条文に改正があった場合でも、形式的な改正ともいうべきものは注記を省いています。たとえば条・項などの追加によって、続く条・項などが繰り下がったというだけの条文の引用条・項数の改正などです。刑法、民法のひらがな・現代語化についても各条への注記は省きました（例の民法一九二条は、現代語化以外の実質的改正があったと判断して、改正注記を加えています）。また、昭和二〇年八月一四日までの改正の注記は、講学上必要と思われるものにとどめてあります。

以上の改正経過は、ある編・章・節などの全部が改正あるいは追加されたときには、その編・章・節などの題名の下に一括して注記しています（例：民法第一編、民事執行法第四章など）。また、たとえば節名が改正されて章となった場合は「第○章……（平成○法□本章区分改正）」という表示方法をしています。なお、判例六法にはこの注記は付していません。

▽本文注記

例：労働者災害補償保険法
第一二条の八【業務災害に関する保険給付の種類】①
―③　（略）
④　介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

注　平成二四法五一による本号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める規定は、平成二六・四・一から施行される。

二・三　（略）

有斐閣六法では、改正法令が公布されれば、それを本文に織り込むことにしていますが、ときには、改正された条文の

施行期日が六法の発売日よりずっと先になることがあります。この場合、六法では改正を織り込んだ条文をのせているのに、改正前の条文が現に効力をもっている、という状態になります。そのため、有斐閣六法では、一定の基準日を設け、それまでに施行されるものは「補遺」に、基準日まで施行期日がきていないものは本文注記として本体の新しい条文の次に、改正前の条文をのせて、便宜をはかっています。ポケット六法では、刊行翌々年の四月一日を基準日としています。

例では、労働者災害補償保険法が平成二四法五一によって改正されていますが、法五一は「平成二六年四月一日より施行する」とされており、平成二六年四月一日以降の施行期日となっていますので、現行条文を掲載しています。

なお、補遺については、小社ウェブサイトにてご覧いただけます。

▽削除された条

例：民法
第三八条から第八四条まで【法人の設立・管理・解散に関する規定】削除（平成一八法五〇）

削除とは、法令そのものが、必要なくなった規定を削ることをいい、編集者が省いたものではありません。ある条文の規定が必要なくなって削られた場合、あとかたもなく削ると条数がつながらず、残った条文は条数を繰り上げるなどしなくてはいけません。しかし、そうすると、条数の変わったところを他法でひいている場合に、その法令も改正しなくてはなりません。そこで、通常その条文の規定は削除したという表示をして条名を残しておき、内容を消滅させます。この場合、大文字法令では、削除前の内容を編集部で見出しとしてつけ、参考のために残してあります。

ちなみに、これと反対に、ある条の次に新しく条を追加するときも、条数を動かすのを避け、「第一条の二」というようにします。これを通称枝番号とよんでいます。枝番号の間にさらに条を追加するときは、次条以下の枝番号を繰り下げることが多いのですが、追加する条が多いときはさらに枝をつけ、「第二五二条の一七の二」（例：地方自治法）というようになります。

▽条が略されている場合

例：公職選挙法
第一五条の二から第一八条まで（略）
例：会社更生法
第七条（略）

この場合は、本当はその条文は存在しているのですが、編集の都合上、中身の掲載を省いたものです。章・節などをす

べて略しているときには、それぞれ章名等の横に（　）で略している条数を表記し、（略）としています。見たいと思った条文が省略されている場合は、ほかの法令集などでご覧下さい。

▽**参照条文**

中心となる法令について、その条に関連する制度、他の法令の同種の規定など、その条文を読むにあたって参考にすべき条文をあげています。ここでは有斐閣独自のマークを使っており、一見すると疑問に思うこともあるかもしれませんが、いちど理解すると学習を深めるのに非常に役立ちます。

ポケット六法・判例六法ではコンパクトに、六法全書・判例六法プロフェッショナルではより詳細にしています。

ここでは、ポケット六法の民法第Q条で左のような参照条文があったとして、これを例に説明します（なお、§は参照条文であることを示すマークです）。

§❶❷七七九．七八一【婚姻→七三九【嫡出子たる効果→七九〇①．八一八③．九〇〇四【認知に対する反対の事実の主張→七八六§

a　b　c

❸七八三②［一］七八五②ETC†【認知の取消し→九六．七八三、人訴二

d　e　f　g　h

＊　†印（例のg）は、†印以下のhがQ条全体について参照すべき条文であることを示します。

＊　❶❷はQ条の第一項・第二項を、①②は参照条文として掲げられている条文の第一項・第二項を示し、［一］はQ条の第一号を、四は参照条文として掲げられている条文の第四号を示します。

＊　ポケット六法の参照条文欄は、上見出し・参照法令名及び条数の二つの要素からなります。

＊　【→　この間の辞句を「上見出し」とよび（例のb「婚姻」などの部分）、Q条の条文の規定の中にある必要な概念を取り出したもので、辞典の項目にあたります。なお、条・項・号全体について参照すべき条文である場合は、上見出しを省略する場合があります（例のaはQ条第一項・第二項、dはQ条第三項、eはQ条第三項第一号について参照すべき条文ということになります）。

＊　上見出しについて参照すべき法令名は略語で示し（例のh「人訴」）、同一法令内の場合は法令名を省略しています（例は民法の参照条文ですから、民法をひく場合には、民法の略語である「民」を省略しています）。

＊　参照すべき条が複数の場合、同じ法令の条数は「．」で、異なる法令の間は「、」で区切っています（例のh）。

＊　ETC（例のf）は「…など」の意味であり、七八六§（例のc）は「第七八六条の参照条文を参照せよ」ということを示します。

以上の説明を図示してみると次のようになります。

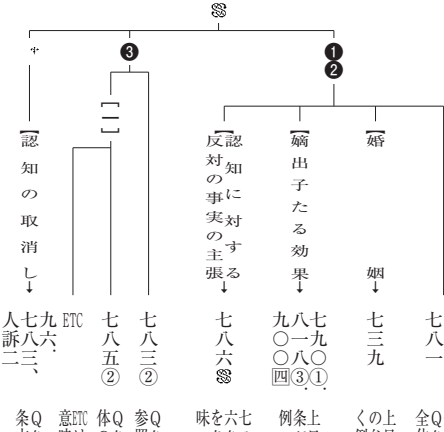

なお、ポケット六法にはありませんが、六法全書・判例六法プロフェッショナルには、上見出しで参照されている多くの法令やその条文の規定の内容を簡単な辞句で示したり、上見出しをさらに分類する小見出し的なものとして次のような下見出しもつけられています。参照条文以下の（　）内の辞句が下見出しです（六法全書の民法第八八七条の参照条文（抜粋）の例）。

---

❸ ⁺ 八八九・八九〇・八八六【相続人となり得ない者→八九一（欠格）・八九二―八九五（廃除）
a
❶【子の相続権→ ┌九〇〇一四・九〇二・九〇三・九〇四の二（相続分）
b

ことわりがなければ、すぐ上の条だけに下見出しがつきますが（例のa「欠格」は民法第八九一条の下見出し、「廃除」は民法第八九二条―第八九五条の下見出しとなります）、数条にわたって下見出しが注解となっているときは「┌」（逆かぎ）がつけてあります。この場合、その下見出しが┌以下の数条に共通する下見出しであることを示します（例のb「相続分」は民法第九〇〇条第一号・第四号、第九〇二条、第九〇三条、第九〇四条の二の下見出しとなります）。詳しくは、六法全書の冒頭にある「参照条文欄の構造の一例」をご覧下さい。

（二）附　則

本則に対して付随的事項を定めた部分で、施行期日等を定めた規定、制定・改正にあたっての経過的措置を定めた規定、関係する他の法令を改正したり廃止したりする規定などから成り立っています。その法律が新しくできたときについている附則（本法附則）と、その法律が改正されたときの一部改正法令についている附則（改正附則）とがあり、古い法令では本法附則に本則と通しの条数がつけられていることがあります

（例：手形法、小切手法）が、現在では本則とは別に新しく第一条（あるいは第一項）から始まっています。

▽附則に掲げられる内容

どんな法律でも、附則の最初に、施行期日に関する規定がおかれます。次に調整規定や経過措置規定があり、それからその法律に伴って必然的に生ずる他法の改正、政令委任、見直し条項等がおかれます。これらは、新しい制度への移行を円滑に行ったり、新旧法令の適用関係を明確にしたりするものであり、「付随する規定」とはいっても、制度の運用のために不可欠な規定であり、重要な要素となっています。

有斐閣六法では、本法附則は単に「附則」として、改正附則は「附則（平成○・○・○法○）」と、公布年月日・法番号を併せて掲げています。たとえば、「特許法等の一部を改正する法律」（平成二三年六月八日法律第六三号）により「特許法」が改正されましたが、「特許法」の末尾には「附則（平成二三・六・八法六三）」として、平成二三法六三の附則を掲載しています。

（例：特許法（昭和三四法一二一））

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める（昭和三五・四・一施行―昭和三四法一二二）。

別表（略）

附　則（平成二三・六・八法六三）（抄）

（**施行期日**）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成二四・四・一―平成二三政三六九）から施行する。

（**特許法の一部改正に伴う経過措置**）

第二条①　第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後にする特許出願に係る発明について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願に係る発明については、なお従前の例による。

②―㉗　（略）

（**政令への委任**）

第一一条　附則第二条（中略）に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

改正附則は、施行期日が決定するなどの理由により、編集上掲載の必要がないと判断した場合には、削ることもあります。したがって、六法全書でも元の法令を改正した法令のすべての附則を掲載しているわけではありません。また、右の例の場合、「平成二三法六三で特許法が改正され、それが公布の日（平成二三・六・八）から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行される」ということは分かりますが、具体的にどの条文が変わったかということまでは分かりませんので、それを知るには、平成二三年六月八日の官報を見なくてはなりません。

また、平成二三法六三の施行期日は、平成二三政三六九で「平成二四年四月一日」と定められました（平成二三年一二月二日公布）。そこで、編集注記としてこの日付を入れています。

▽施行期日の定め方

附則の最初に施行期日に関する規定がおかれることは前述しましたが、実は、「法の適用に関する通則法」という法律では、以下のような規定があります。

> **（法律の施行期日）**
> **第二条**　法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

公布の日から起算して二〇日を経過した日というのが原則ですが、実際には個別の法令で施行期日が定められています。しかし、ひとくちに施行期日を定めるといっても、その規定ぶりにはいろいろなパターンがあります。

① この法律は、公布の日から施行する。
② この法律は、平成〇年〇月〇日から施行する。
③ この法律は、公布の日から起算して〇日（月）を経過した日から施行する。
④ この法律は、〇〇法の施行（公布）の日から施行する。
⑤ この法律は、……条約の効力発生の日から施行する。
⑥ この法律の施行期日は、政令で定める。
⑦ この法律は、公布の日から起算して〇日（月・年）を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
⑧ この法律は、別に法律で定める日から施行する。

先の特許法の例では、「平成二三法六三の施行の日」を定める政令が既に公布されていますので日付が入っていますが、このような政令が公布されていない場合は、いつ頃改正法が施行されるのか、この条文だけでは推測できません。

たとえば、労働契約法は「労働契約法の一部を改正する法律」（平成二四年八月一〇日法律第五六号）で改正されましたが、平成二四法五六の附則には次のように書いてあります。

第一条　この法律は、（中略）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成二四法五六が公布されたのは平成二四年八月一〇日ですから、平成二四法五六の一部は、「平成二五年八月九日までに政令で定める日から施行される」ということになります。改正労働契約法の施行期日を知るには、労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されるのを確認しなければなりません。

四　追録と差替えについて

▽編集締切期日と追録

多くの法令は常に社会・経済情勢の変化に伴って改正され、新しいものに生まれ変わっています。ですから、六法を読むにあたって、まず、いつまでに公布された改正が織り込まれているかを知らなければなりません。

それぞれの六法で編集締切期日を設け、その日までの法令の改正を織り込むこととしています。ポケット六法・判例六法・判例六法プロフェッショナルでは九月上旬、六法全書では一月一日としています。主に前者では通常国会の結果を、後者ではこれに秋・年末の国会までの結果を織り込んで新年版としています。

編集締切期日以降の法改正や新法律の公布に対応するために、六法全書では通常国会終了後、判例六法等では四月下旬に「追録」を発行し、収録法令の改正のうち重要なものを読者の方にお届けしています。ただし、ポケット六法については、いくらかでも廉価にという趣旨で、追録はつけておりません。

▽六法の差替え

一部分の法令に改正があるだけなのに毎年新しい六法を買うのは面倒なので、変更のある部分だけを差し替えていくことはできないでしょうか――このようなお問合せを受けることがあります。

仮に差替式のものを作るとします。この場合、読者がまず台本となる法令集を購入し、法令が改正されると、差替用として発行されるページだけを補っていくこととなります。確かに、その年の改正が少なければ、読者によってはこれでも対応し得るかもしれません。しかし、このようなやり方をすると、毎回の差替用ページがいくぶん高価になったり、差替えが煩雑で、いちど間違うともう使えなくなったりするおそれもあります。さらに、有斐閣六法では、単に改正のあった法令だけに改訂を加えているわけではなく、参照条文、関係法令、事項索引など多くの関連する部分にも改訂の作業を加えています。また、差替用としてのページを発行するとなると、現在のように薄い紙では差替えの煩には耐えられないた

め、分厚い紙を使用せざるを得なくなり、結果としてコンパクトさが薄れてしまいます。

結論として、現在のような冊子でのご提供は、差替式に比べると安価で手軽な方法といえそうです。

第三部　一歩進んで

一　法令の少し複雑な改正や例外等

▽法令の題名について

現在では、法令には必ず題名をつけることになっていますが、かつては、内容がそれほど重要でない法令、簡明な題名をつけるのが難しい法令などには題名がついていないことが多かったのです。

たとえば、六法全書にのっている法令では、「決闘罪ニ関スル件」（明治二三法三四）、「年齢計算ニ関スル法律」（明治三五法五〇）、「立木ニ関スル法律」（明治四二法二二）、「身元保証ニ関スル法律」（昭和八法四二）、「失火ノ責任ニ関スル法律」（明治三二法四〇）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二二法五四）というものがあげられます。

このように題名のつけられなかった法令では、その公布文中にある文言から名前がつけられることが多いようです。これを件名とよびます。「決闘罪ニ関スル件」では、「朕決闘罪ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ公布セシム」という公布文から名づけられているわけです。

題名と件名の実際上の違いは、現在ではその法令名が他の法令に引用される場合の表示の仕方だけのようです。カタカナの法令の題名はひらがなの法令の中でも常にカタカナで他

の法令に引用されますが、件名は、カタカナの件名であっても、ひらがなの法令の中ではひらがなで引用されています。

題名は法令の一部をなすものですから、法律の題名を改正するには国会の議決が必要となります。また、題名のない法令には、必要に応じて題名を追加する改正も行われています（例：裁判官分限法―昭和二四法一七七により題名追加）。

一方、件名は公布文の中から採用しているため、法令の内容が変わっても改正されることはありません。しかし、その件名が他の法令の中で引用される場合には、法令の内容変更に伴う表記の変更がなされており、有斐閣六法でもそれにならって件名の表記を変更しています。

▽「法律」なのに「政令」？

平成二一年の国会では、「出入国管理及び難民認定法」が大きく改正されました。七月一五日の官報を見ると……

> 法律第七十九号
> 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律
> **（出入国管理及び難民認定法の一部改正）**
> **第一条**　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

とあります。えっ、政令？　「法」とあるのに「政令」とは、どういうことでしょうか。

話は第二次世界大戦終結の折のこと。日本はポツダム宣言を受諾して連合軍の占領下におかれましたが、その際、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」という勅令が発せられ、これに基づいていくつかの勅令や政令が制定されました。入管法の前身である「出入国管理令」はこの中の一つで、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七法一二六）において、法律としての効力を有するとされたのです。題名も「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（昭和五六法八六）において改められ、今では法律と同様に扱われるようになりました。

▽廃止制定と全部改正

破産法を読んでいると、その附則二条に「破産法（大正十一年法律第七十一号）は、廃止する」とあります。

一方で、たとえば教育基本法では、同じ名前の法律が昭和二〇年代からあるはずなのに、その附則には何も書かれておらず、法律番号も「平成一八法一二〇」となっています。この違いはなんでしょうか。

法律の内容を全面的に改める場合、「旧法を廃止して新しい法律を制定する」場合と、「既存の法律の全部を改正する」

という方式がとられる場合の二通りがあります。前者では、普通の新法と同様に法律が制定され、附則等に旧法を廃止する規定がおかれます。後者では、新しい法律の題名を書き下ろしつつ、「○○法の全部を改正する」と、制定文の後に付されています。

どの方法がとられるかについて、明確な基準はないようですが、「新旧の法律の継続性についての判断により、制度の枠組み自体は残しつつ内容に大幅な変更を加える場合は全部改正で、制度の枠組み自体に変更を加えて新旧の法律が質的に異質なものとなるような場合には廃止新規制定で」（『条文の読み方』四頁）という説明がなされることが多いようです。

▽一部改正法の一部改正

「法令はどのように公布され、変化しているか」（九頁）の項目で、「A法の一部を改正する法律」が改正されることがある、と説明しました。「A法の一部を改正する法律」が施行されるとその本則部分はA法に織り込まれ一体化し、以後、その部分に関する改正は「A法そのものを改正する」という方法で行われることになります。しかし、「A法の一部を改正する法律」の施行期日が到来していない場合、「A法の一部を改正する法律」で改正されるのと同じ部分を改正したくても、A法にその改正が織り込まれていない以上、A法そのものの中で行うことはできません。そこで、施行期日前に必要があれば、「A法の一部を改正する法律」というものを立案して、実質的にA法の改正を行うことがあります（「A法の一部を改正する法律」も一つの独立した法律なので、このような処置が必要なのです）。このように一部改正法の改正規定を施行期日前に改正することは例外的なことでしたが、近年、法律の公布から施行されるまでの期間が長くなることが多く、このような場合も増えてきました。

有斐閣六法では、このような場合には、改正欄の「A法の一部を改正する法律」の下に、（　）で「A法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の法番号を示しています。

▽立法の過誤

公布された法律に誤りがある場合があります。

誤りには、たとえば、ある条や項が削除されたために、本来ならばその引用箇所も改正しなければならないのにもれてしまった場合などのように形式的なものや、改正の織込みができないなどという実質的なものがあります。後者は、たとえば、①改正規定中「『A』を『B』に」とあっても、「A」の字句が条文と異なっている、②Aに該当する箇所が数箇所あり、全部を改めると明らかに改正の意図を損なう、などがあります。

こういった場合、国会で法律が成立すると、形式・内容面に誤りがあってもそれで法律が成立したとされ、間違いを直すにも法律の改正が必要となります。実際には、通常、当該法律が次に改正される機会に併せて直されることが多いよう

です。もっとも、法案が正しくとも、官報が作成されたときに誤りが生ずることもあり、この場合は官報の正誤欄によって訂正がなされます（法案から間違っていたのに、官報の正誤欄によって訂正がなされたものもありますが……）。

有斐閣六法では、明らかな字句の誤りであっても原則として原典どおりとしていますが、改正規定の不備の場合は、立法の意図したところをなるべく汲んだ上で、必要である場合にはその旨を注記しています。

▽立法の織込み不能

立法の過誤とは別に、法律の改正が織り込めない場合として、ある法案の成立を前提として改正が立案されたが、その前提となる法案が審査未了（いわゆる廃案）となった場合があります。

たとえば、第一五六回国会（平成一五年）に提出された「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第一五九回国会では「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として提出されました）（刑法等一部改正法案）です。何年にもわたり、国会で継続的に審査されてきましたが、平成二一年の第一七一回国会（常会）中、衆議院が解散されたことにより審査未了・廃案となりました。一方で、これが成立して「組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織犯罪処罰法）が改正されることを前提として、同法にいくつかの改正が加わってきました。

すなわち、その一つである「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」（平成二一年法律第七四号）では、附則第三四条に組織犯罪処罰法別表第二の改正規定がありますが、組織犯罪処罰法には、そもそも別表第二がありません。

ある法律が改正される場合に、別々の改正法が同一の条項を改正の対象とすることがありますが、その場合は施行期日の先後により、改正織込みの順序が決まります（同日施行の場合は法令番号の若い順、施行期日が政令で確定した上で同日施行の場合は政令番号の若い順）。したがって、同一会期中に同一条項が改正対象となる法案を立案する場合は、施行期日が先に到来することが予定されている改正を前提としてもう一方の改正規定が作成されます。右の例では、刑法等一部改正法案による組織犯罪処罰法に別表第二を追加する改正は、同法の公布後二〇日を経過した日からの施行とされているため、施行がより後に予定されている他の改正は、この改正を前提とした改正規定となるわけです。ところが刑法等一部改正法案が未成立のまま継続審査とされているため、その改正を前提とした改正は織込み対象を欠くことになるわけです。

このような織込み不能の例は、組織犯罪処罰法ではかなりの数にのぼりましたが、第一七七回国会での「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成二三年法律第七四号）の成立により解消されるに至っていま

す。なお、織込み不能の場合は改正欄に「（織込み不能）」と表示しています。

また、施行期日の先後で改正織込みの順序を決めると説明しましたが、条約の効力発生に依拠する場合など、施行期日の予定が困難な場合や予定している改正の先後が逆転する場合に対応するための規定を附則に設ける場合があります（これを調整規定といいます）。

二　より法令を知るために

▽法令検索の方法

インターネットを利用した法令情報提供サイトを、いくつかご紹介します。

○法令データ提供システム（http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi）

総務省行政管理局が官報をもとに、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ織り込む等により整備を行っているものです。ただし、条約や最高裁判所規則などは対象となっていません。

○インターネット版官報（http://kanpou.npb.go.jp/）

直近一か月の官報をインターネットで見られるものです。PDFファイルでの入手が可能です。また、「官報情報検索サービス（https://search.npb.go.jp/）」に登録すれば、昭和二二年五月三日～当日発行分までの官報が検索できます（有料）。

▽判例付き六法について

最後に、判例付き六法である「判例六法」と「判例六法プロフェッショナル」（以下、両者を併せた意味では「判例六法等」とします）について説明します。判例六法等は、法令に加えて、判例を主要な法令の条文に即して整理要約した上で各条文に併記し、条文と判例とを一体的に理解できるよう工夫した六法です。

判例は、裁判所が、具体的な事件を解決していく過程で、法令の意味内容を明らかにしたり、判断基準を提示したり、法の一般原則を具体化したりするものです。現実の社会の中で生起した具体的事件に対して示された法的判断であり、「生きた法」としての役割を果たしています。これらの判断が積み重なり、条文からだけでは捉えることができない法の姿を示すものとして、法の正しい理解のためには判例の知識が不可欠です。判例六法等では、わが国の法体系の重要な一部をなしている判例を、簡明かつ正確に提示し、法令と一体として読むことができるようになっているのです。

判例六法等では、重要な判例を精選し、かつ各判例の内容を簡潔かつ正確に提示することを心がけています。判決文中に述べられた法解釈などの一般論を正確に抽出しつつ、必要に応じ事実関係に言及しています。また、条文ごとにそれと関係する判例を、一定の体系的見出しの下に整理配列することにより、法令と判例が織りなす法の全体像を体系的に提示しています。したがって専門的な利用者にとっても、当面す

る問題に関して、インデックスとしての判例情報を提供するものとなっています。

また、判例学習においては、条文と判例を通じて法の全体像を鳥瞰するとともに、個別の判例の検討も必要です。判例六法等の要約に判決年月日と出典を付してありますので、この出典にあたることにより、判決原文にふれることができます。また、判例に解説を加えたものとして、有斐閣では「判例百選」シリーズを刊行していますが、判例六法等では、当該判例を解説した判例百選等の文献案内を掲げており、さらに進んだ判例学習への道標ともなっています。

「判例六法」の収録法令は、「ポケット六法」よりも厳選していますが、主要な法令をできるだけもれなく収録しつつ、参照条文をつけてその理解を助けることをも重視しています。また、「判例六法プロフェッショナル」は、「判例六法」に加えて、より実務にかかわりの深い法令にも判例をつけています。また収録法令件数の点では、「ポケット六法」と「六法全書」のほぼ中間の収録件数としており、法曹実務家や高度専門教育課程での要望に応え得る内容となっています。

▽学習の手引き

ここまで六法の使い方・読み方を説明してきましたが、そこに書かれている難解な用語に戸惑った方も多いと思います。六法に書かれている条文の文言で分からない用語に出会ったときには、『法律学小辞典』や『有斐閣法律用語辞典』などでその意味を調べながら学習を進めると、よりいっそう理解が深まります。

資料1　官報

平成二〇年四月一八日、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（平成二〇法一五）を公布する官報の第一頁（部分）。本頁下段には「国会事項」「人事異動」「皇室事項」「官庁報告」「公告」の目次があり、二頁の始めより、「本号で公布された法令のあらまし」が掲載されている。この改正により、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五五法三六）の題名は「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」となった。

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
（明治二十五年二月二十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊））

目次

〔法　律〕
○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（一五）　三
○特許法等の一部を改正する法律（一六）　五
○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（一七）　八
○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（一八）　九

〔政　令〕
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（一三九）　九
○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四〇）　一
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令（一四一）　一
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四二）　一
○株式会社日本政策金融公庫法施行令（一四三）　一

〔省　令〕
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（防衛五）　二

〔告　示〕
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（外務二四八）　二
○国際紛争平和的処理条約のモンテネグロによる承継に関する件（同二四九）　三
○武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の中華人民共和国による批准に関する件（同二五〇）　三
○農林漁業金融公庫法附則第二十四項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一六）　三
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一七）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一八）　三
○平成二十年度における健康保険法第百六十条第十一項及び第十二項の規定に基づく政府が管掌する健康保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件（社会保険庁一六）　三
○平成二十年度における船員保険法第五十九条第十四項及び第十五項の規定に基づく船員保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件（同一七）　三

資料2　改正法律の公布

資料1に掲げた官報の第三頁第四段目。表題の法律の本則で題名改正が行われている。

法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣　福田　康夫

法律第十五号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

第一条中「人の生命又は身体を害する」を削り、「、不慮」を「不慮」に改め、「残つた者」の下に「の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者」を加え、「これらの」を「、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた」に、「講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資する」を「講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する」に改める。

第二条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項中「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）を「犯罪行為」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

資料3　もう一つの原典・法令全書

慶應三年から明治元年（右）と平成二一年の法令全書。

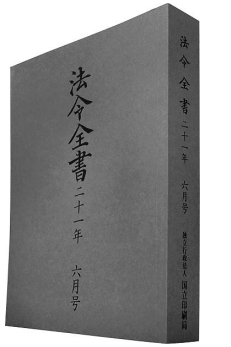

資料4　改正記入の例

公布された改正法令の改正規定に従い改正を織り込んだもの。織込み作業を正確に行うため、官報の改正規定の文言を切り抜き、それを記入用台本に貼っていく。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（法15）

○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

（昭和五五・五・一　法三六）

施行　昭和五六・一・一（附則）
改正　平成七法九一、平成一一法八七・
法一六〇、平成一三法三〇、平成二〇法一五

（目的）

第一条　この法律は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残つた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的とする。

トル（法15）

不慮（法15）

の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者（法15）

、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた（法15）

講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与する（法15）

（定義）

第二条　①　この法律において「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又

A

A

①　この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。（法15）

②

犯罪行為（法15）